

理事長専決事項に関する規程

全環境企業年金基金

(目的)

第1条 この規程は、確定給付企業年金法施行令第12条第4項の規定に基づく理事長の専決処分について、基金事務の円滑な運営を図るため、理事長が単独で処理する事項を定めるものである。

(処理事項)

第2条 理事長は、次の各号に掲げる事項については、規約第32条第2号に定める理事会の付議を経ることなく単独で処理するものとする。

- (1) 規約第10条の規定による総選挙及び特別選挙の期日の決定
- (2) 代議員会招集の目的が、役員選挙のみである場合の代議員会の開催
- (3) 次に掲げる事項に係る規約変更
 - ア 基金の事務所の所在地の変更
 - イ 実施事業所の所在地及び名称の変更
 - ウ 実施事業所の編入及び実施事業所の全喪に伴う削除
 - エ 確定給付企業年金法等法令の改正に伴うもののうち、地方厚生局長への届出で処理できるもの。
- (4) 年金給付等積立金の運用に係る資産運用機関との契約書等の調印
- (5) 業務委託契約に係る契約書等の調印
- (6) 業務経理における事務費の支出予算額流用の決定
- (7) 確定給付企業年金法等法令の改正に伴う諸規程の変更のうち、加入者及び受給者の権利及び義務に係らない規程の変更
- (8) 財務及び会計規程に定める小分類科目の新設及び改廃の決定
- (9) その他上記に準ずるもので、内容が軽微な事項

2 理事長は、前項の規定による処理を行った場合は、理事会に付議したうえで、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

附 則

この規程は、代議員会の議決の日から施行し、平成27年7月1日から施行する。